

イオンカード・イオンバンクカード・WAON一体型カード特約

本特約は、お客さまと当行との間の、イオンカード・イオンバンクカード・WAON一体型カードに関する取り決めについて定めるものです。

第1条（イオンカード・イオンバンクカード・WAON一体型カード）

1. イオンカード・イオンバンクカード・WAON一体型カード（以下「本カード」といいます。）とは、当行が総合口座について発行するWAON(電子マネー)機能付のキャッシュカードとしての機能（当行のイオン銀行取引規定集の規定により定められた機能をいい、以下「キャッシュカード機能」といいます。）と、当行が発行するクレジットカードとしての機能（当行のイオンカード会員規約により定められた機能をいい、以下「クレジットカード機能」といいます。）を一体化し、双方の機能を1枚で提供するカードのことをいいます。
2. 当行の定めるイオン銀行取引規定集の規定、イオンカード会員規約、個人情報の収集・保有・利用・提供に関する同意条項および本特約、ならびにイオンクレジットサービス株式会社（以下「イオンクレジット」といいます。）の定める保証委託約款および個人情報の取扱いに関する同意書を承認のうえ、当行に本カードの利用を申し込み、イオンクレジットが保証を適当と認め、当行が認めた者（以下「利用者」といいます。）に対し、当行は、当行のイオン銀行取引規定集の規定により発行されるキャッシュカード（以下「イオンバンクカード」といいます。）および当行のイオンカード会員規約により発行されるクレジットカード（以下「イオンカード」といいます。）に代えて、本カードを発行するものとします。なお、本カードの利用を申し込んだ者に対して、当行がクレジットカード機能の利用を認めず、キャッシュカード機能の利用のみを認めた場合には、CASH+DEBITカード（JCBデビット・キャッシュカード・WAON一体型）を発行するものとします。ただし、イオンバンクカードをお持ちのお客さまからの申し込みで、当行がクレジットカード機能の利用を認めない場合は、CASH+DEBITカードの発行は行いません。
3. 本カードにおけるクレジットカード機能の利用代金等を引落とす預金口座（以下「支払口座」といいます。）は、本カードが発行される当行の普通預金口座とし、それ以外の口座は支払口座に指定できないものとします。
4. 利用者が既にイオンバンクカードまたはCASH+DEBITカードを保有している場合、本キャッシュカード機能を利用することにより、当該カードのキャッシュカード機能は無効になります。
5. 利用者が本カードに関しイオン銀行ダイレクトを利用する場合、当行が発行するイオン銀行ダイレクトご利用カードに記載された契約者IDおよび確認番号表を利用するものとします。なお、イオン銀行ダイレクトご利用カードの取扱いについては、本カードに準じるものとします。

第2条（本カードの特典）

1. 当行が定めた特典を利用者に対し提供します。特典の内容については、店頭のパフレット等に記載します。
2. 本カードの機能分離・解約がなされた場合は、所定の時期をもって特典の提供を終了します。
3. 当行は、特典の内容について事前に通知することなく変更・中止する場合があります。

第3条（本カードの発行）

本カードの発行は、当行が自ら、または当行が指定する第三者に委託して行うものとします。

第4条（本カードの取扱）

1. 利用者は、当行または当行が提携している金融機関の現金自動入出金機等（以下「ATM」といいます。）において本カードを利用する場合は、本カード表面に記載されているカード挿入方向の指示に従って、キャッシュカード機能とクレジットカード機能を使い分けるものとします。
2. 本カードのWAON機能については、当行所定のイオン銀行取引規定集の規定に従うものとします。
3. 本条1. 項および2. 項において、利用者が使用方法を誤った場合に生じる不利益・損害については、利用者が負担するものとし、また利用者は、この場合の取引に基づく債務の支払義務を免れないものとします。

第5条（本カードの有効期限）

1. 本カードには有効期限があり、有効期限到来時には新しい本カードを利用者の届出住所あてに送付するものとします。
2. 本条1. 項の場合であって当行がクレジットカード機能の引き続きの利用を認めず、キャッシュカード機能の利用のみを認めるときは、当行は利用者に対してCASH+DEBITカードを発行し、当該カードを利用者の届出住所あてに送付するものとします。ただし、本カードが発行される当行の普通預金口座に本カードの有効期限内に一度も預入がない等、イオン銀行取引規定集の規定に定める事由に該当する場合には、当行は利用者に対してCASH+DEBITカードを発行しないことがあります。

第6条（本カードの盗難・紛失等）

1. 利用者は、本カードが盗難・詐取・横領・紛失等（以下「喪失」と総称します。）にあった場合には、直ちにその旨を当行に電話等により通知し、最寄りの警察署へ届出を行うものとします。

2. 喪失の通知を当行が受けた場合には、当行はキャッシュカード機能およびクレジットカード機能を停止するものとします。
3. 利用者は、本カードが喪失にあった場合には、本条1. 項の通知のほか、当行に対し当行所定の書面による届出を行うものとします。

第7条（ゴールドカードの発行）

当行の所定の条件を満たした場合は、イオンカード・イオンバンクカード・WAON一体型カード（ゴールド）（以下「ゴールドカード」といい、本特約において「本カード」にはゴールドカードが含まれるものとします。）を発行します。なお、ゴールドカードには当行のゴールドカード特約が適用されるものとします。

第8条（本カードの機能分離・解約）

利用者は、以下の各号に該当する場合には、当行に対し当行所定の書面による届出を行うものとします。

イ. 本カードのキャッシュカード機能とクレジットカード機能を分離し、イオンバンクカードまたはCASH+DEBITカードとイオンカードの発行を希望する場合

ロ. 本カードのクレジットカード機能の利用を取りやめ、イオンバンクカードまたはCASH+DEBITカードの発行を希望する場合

ハ. 本カードのキャッシュカード機能の利用を取りやめ、イオンカードの発行を希望する場合

ニ. 本カードのキャッシュカード機能とクレジットカード機能の利用を取りやめる場合

第9条（クレジットカード機能の利用停止等）

1. 利用者が本特約もしくはイオンカード会員規約に違反した場合、その他当行が利用者として不適当と認めた場合は、当行は、何らの通知、催告を要せずしてクレジットカード機能の利用停止または利用資格を取り消す（以下「利用停止等」と総称します。）ことができるものとします。
2. 当行が本条1. 項によりクレジットカード機能の利用停止等を行った場合には、当行は利用者に対しイオンバンクカードまたはCASH+DEBITカードを発行するものとします。
3. 利用停止等の場合には、当行は利用者に事前に通知・催告等を行うことなく、ATMや加盟店等を通じて、本カードを回収することができるものとします。利用者は、当行から本カードの回収の要求があったときには、異議なくこれに応じるものとします。

第10条（キャッシュカード機能の利用停止等）

本カードのクレジットカード機能に関して、暗証番号変更のための本カードの提出、第9条3. 項による本カードの回収等があった場合、利用者は新たに本カードまたはイオンバンク

カードまたはCASH+DEBITカードが交付されるまでの間、キャッシュカード機能を利用できなくなりますが、これに伴う不利益・損害等については、当行は責任を負わないものとします。

第11条（本カードの再発行）

1. 本カードの再発行を申し込むときは、当行あてに所定の書面により申し込むものとします。
2. 本カードを再発行する場合には、利用者は当行所定の手数料をお支払いいただくことがあります。

第12条（更新カード等の取扱）

1. 利用者は、本カードの再発行、有効期限の到来、氏名変更、ゴールドカードの発行、機能分離およびクレジットカード機能の利用停止等により、新しい本カードまたはイオンバンクカードまたはCASH+DEBITカード（以下「更新カード等」と総称します）が送付された場合には、所定の手続に従い、利用者が既に保有する本カード（以下「旧カード」といいます。）のWAONおよびWAONポイントの残高を更新カード等に移行またはWAONおよびWAONポイントの残高が0になるまでご利用いただいたうえで、旧カードは利用者ご本人の責任で磁気ストライプ部分を切断のうえ、廃棄するものとします。なお、この移行手続をとらなかったことに伴う不利益・損害等については、当行は責任を負わないものとします。
2. 本条1.項の場合において、旧カードのキャッシュカード機能は、有効期限の定めにかかわらず更新カード等のキャッシュカード機能が利用された時点で無効となります。

第13条（規定の準用）

本特約に特段の定めがない事項のうち、本カードのキャッシュカード機能についてはイオン銀行取引規定集の規定を、クレジットカード機能についてはイオンカード会員規約を、それぞれ準用するものとします。

第14条（規定の変更）

本特約の改定は、イオンカード会員規約第17条の定めに従うものとします。

以上